

伊万里市地球温暖化対策 実行計画(事務事業編)

～ストップ ザ 温暖化 いまりアクションプログラム～

第 7 次改定版

令和 7 年 9 月 伊万里市

内容

1章 基本的事項	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の目的	4
3 対象施設の集計区分	4
4 対象とする温室効果ガス	5
5 温室効果ガスの算定方法	5
6 計画の位置づけ	6
7 計画におけるSDGS	6
第2章 温室効果ガス排出量の状況等	7
2 温室効果ガス総排出量の推移と削減状況	7
第3章 計画の期間及び目標	10
1 計画の期間	10
2 計画の目標	10
3 施設区分別の削減対策	11
第4章 目標達成に向けた基本方針と具体的な取組	12
1 目標達成のため取組	12
2 取組み方針 （1）環境に配慮した職場づくり	13
公共施設の省エネルギーの推進	13
公用車から発生する温室効果ガスの抑制	15
温室効果ガスの発生源の適正な管理	16
循環型オフィスづくり・3Rの推進	16

3 取組み方針（2）環境に配慮した公共事業の実施.....	18
建設副産物の 3R 活動の推進.....	18
環境負荷の少ない設計の採用	19
4 取組み方針（3）職員一人ひとりの環境保全活動の推進.....	20
職員の環境に関する積極的な情報収集	20
職員による省エネ率先行動等の実施	21
第5章 計画の推進体制及び進捗状況の公表.....	22
1 実施のための推進体制	22
2 計画の点検・評価・見直し	22
3 進捗状況の公表	22

別冊 温室効果ガスの排出状況（詳細）

1 章 基本的事項

1 計画策定の背景

日本では、令和 2（2020）年 10 月に「令和 32（2050）年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和 3（2021）年には、パリ協定の目標や令和 32（2050）年カーボンニュートラル宣言を踏まえて、地球温暖化対策推進法が改正され、地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

この地球温暖化対策計画では、「令和 12（2030）年度までに温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で 46%削減、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていくこと」や「長期目標として、令和 32（2050）年カーボンニュートラルの実現」が明記されました。

また、世界全体での 1.5℃目標と総合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035 年度、2040 年度に、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指すこととされました。

本市では、市の事務及び事業において排出される温室効果ガスの削減目標達成に向けて、平成 13 年（2001 年）に「ストップ ザ 温暖化 いまりアクションプログラム」を策定。その後、第 6 次にわたる改定を行い、公共施設の LED 化や次世代自動車の導入に取り組んできました。

令和 7 年 3 月には、地球温暖化防止をより強力に推進していくため、「第 3 次伊万里市環境基本計画」に「伊万里市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を内包する形で改定し、市、市民、事業者、CSO が一体となって温暖化対策を推進するための役割を定め、さらに本市の気候変動への意識を市民・事業者と共有し、脱炭素社会への実現を目指すため、令和 7 年 3 月 3 日に、伊万里市ゼロカーボンシティ宣言を行いました。

このような背景を踏まえて、「第 7 次伊万里市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）では、「第 3 次伊万里市環境基本計画」との整合性を図るとともに、国が掲げた中間目標年度である 2040 年度（令和 22）年度までの計画期間における伊万里市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの削減に向けた具体的な取組を定めます。

2 計画の目的

伊万里市役所は市域で温室効果ガスを排出する事業者の一つであることから、自ら積極的に事務事業に伴い発生する温室効果ガスの削減を図るとともに、市域における温室効果ガスの排出削減を推進するため、市民、事業者に先んじて取組を率先垂範します。

そして、これらの取組を通して、より一層の省エネルギーの推進や、次世代自動車、再生可能エネルギーの普及拡大、ライフスタイル・ワークスタイルの変革を図るとともに、市民、事業者などすべての主体の参加と協働、連携を通して、脱炭素社会の実現に貢献していきます。

3 対象施設の集計区分

対象施設は市が行う事務及び事業全般とし、集計区分は以下のとおりとします。

区分	施設等
A（職員使用） 施設	主に職員が使用する施設 (本庁舎・上下水道部庁舎)
B（市民利用） 施設	主に市民が多く利用する施設 (市民センター・コミュニティセンター・市民図書館・学校・ 学校給食センター・保育園など)
C（事業活動） 施設	主に事業活動を行う施設 (水道施設・下水処理施設・雨水処理施設・環境センターなど)
公用車	市が所有する自動車

4 対象とする温室効果ガス

排出量算定の対象として温暖化対策推進法施行令第3条第1項に定められている以下の4種の温室効果ガスとします。

種類	地球温暖化係数	性質・特徴
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス。電気や燃料等の使用により排出される。
メタン (CH ₄)	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。自動車の走行や燃料の使用等により排出される。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	265	自動車の走行や燃料の使用、下水等の処理等により排出される。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	12～12,400	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。自動車用エアコンディショナーの使用時等に排出される。

※地球温暖化対策推進法ではパーフルオロカーボン類（PFCs）・六フッ化硫黄（SF₆）・三フッ化窒素（NF₃）も規定されていますが、本市の事務及び事業に伴う排出はありませんので対象外とします。

5 温室効果ガスの算定方法

本計画における温室効果ガス排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策推進法施行令第3条の規定による排出係数及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」を用いて算定します。

なお、電気の排出係数については毎年変更することから、毎年度公表される「電気 事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」の電気事業者ごとの調整後排出係数を使用します。

○活動の種類ごとの温室効果ガス排出量＝活動量×排出係数×地球温暖化係数

（活動の種類ごとに温室効果ガスの排出量を算出し、二酸化炭素に換算）

活動量：エネルギー使用量

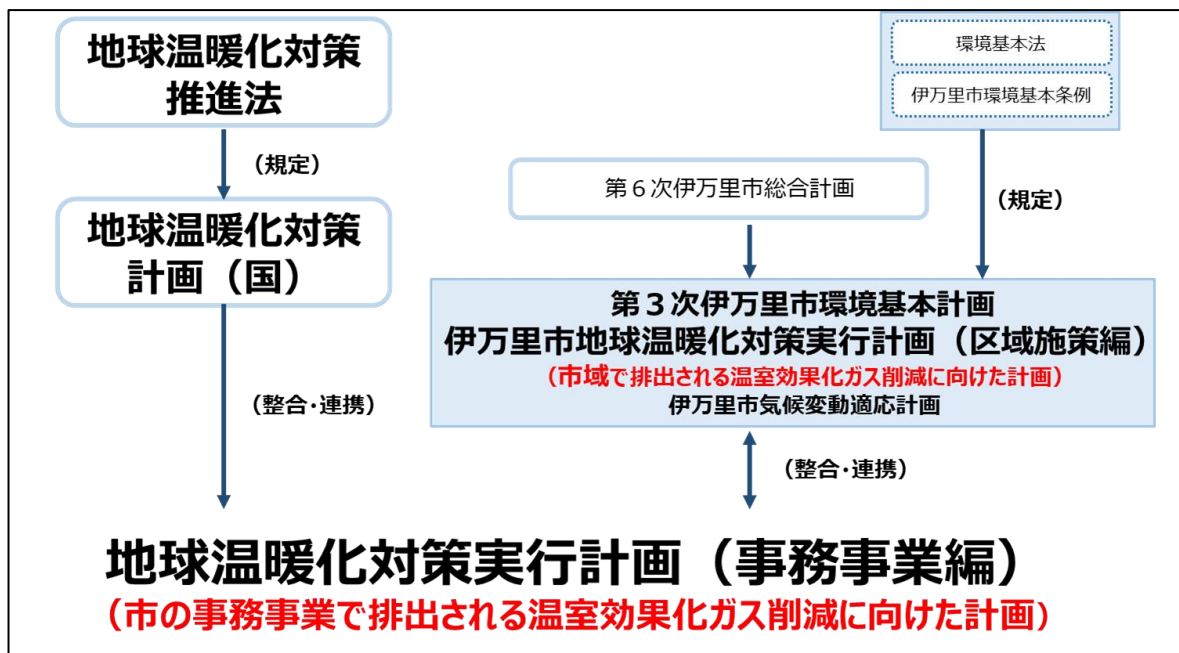
排出係数：活動量から温室効果ガス排出量を算定する換算値

地球温暖化係数：二酸化炭素を基準に他の温室効果ガスがどれだけの温室効果があるか示した数

6 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に規定する「都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」として策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画」として策定するものです。

また、別途策定している「第 3 次伊万里市環境基本計画（伊万里市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を内包）」と整合性を図り連携します。



7 計画における S D G s

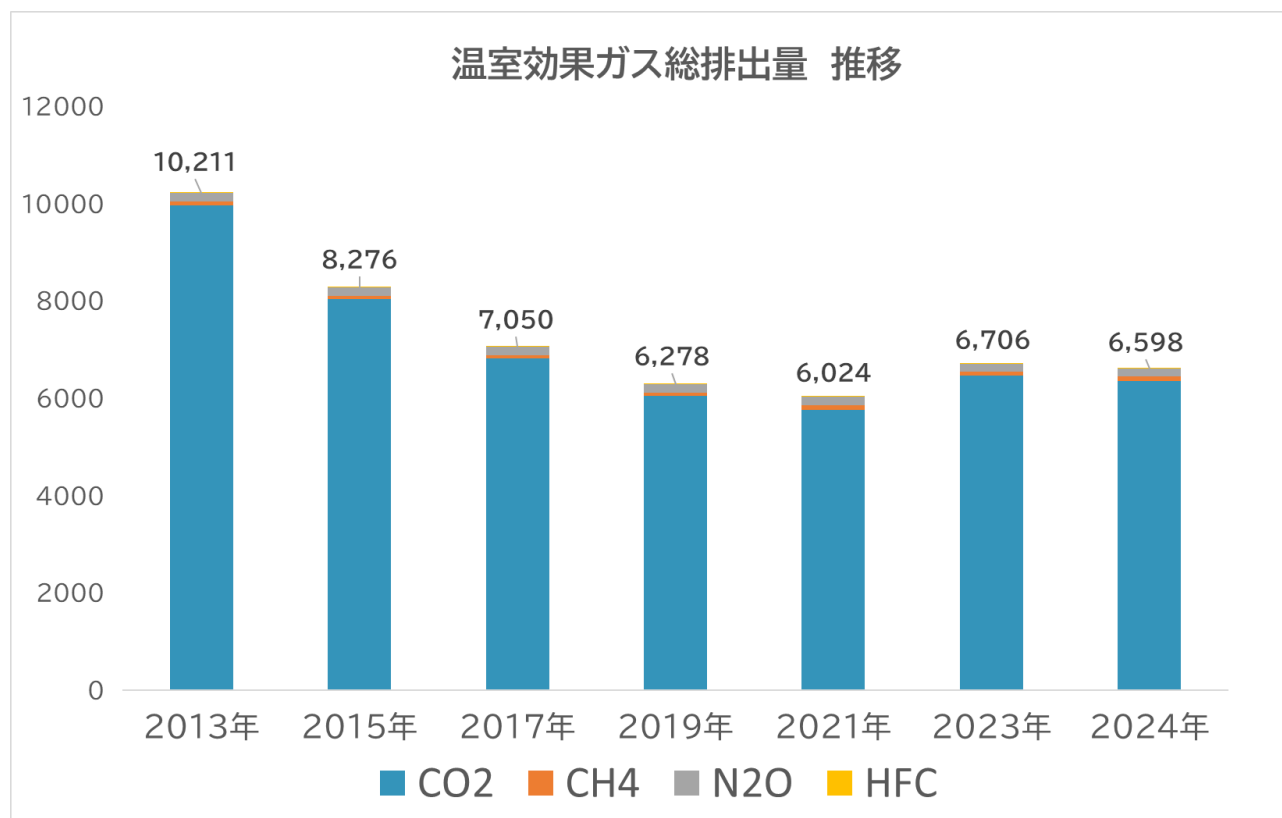
伊万里市では「S D G s 推進都市」を重点施策のひとつと位置づけ、若者が希望をもって暮らすことができる、誰一人取り残さない「未来につながる持続可能都市」を目指しています。

将来にわたり持続可能な都市として成長を続けていくため、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを着実に進める必要があります。



第2章 温室効果ガス排出量の状況等

1 温室効果ガス総排出量の推移と削減状況



温室効果ガス排出量 推移

単位: [t-CO2]

年間推移		2013年	2015年	2017年	2019年	2021年	2023年	2024年
温室効果ガス排出量 (ガス種別) 【t-CO2】	CO ₂	9,962.5	8,024.0	6,804.0	6,033.0	5,759.5	6,451.6	6,343.3
	CH ₄	76.2	77.7	75.8	75.4	81.6	91.7	91.5
	N ₂ O	170.7	173.6	169.5	168.6	181.2	162.0	161.9
	HFC	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.6	1.6
	合計	10,211	8,277	7,051	6,279	6,024	6,707	6,598

(再掲)CO2排出量(施設区分別推移)

単位:[t-CO2]

年間推移	2013年	2015年	2017年	2019年	2021年	2023年	2024年
A(職員使用)施設	775.7	581.4 -25.1%	540.0 -30.4%	471.0 -39.3%	434.3 -44.0%	480.9 -38.0%	490.5 -36.8%
B(市民利用)施設	3,266.1	2,675.4 -18.1%	2,526.2 -22.7%	2,250.1 -31.1%	2,191.9 -32.9%	2,256.0 -30.9%	2,204.5 -32.5%
C(事業活動)施設	5,920.6	4,767.3 -19.5%	3,737.8 -36.9%	3,311.9 -44.1%	3,133.3 -47.1%	3,714.7 -37.3%	3,648.2 -38.4%
合計	9,962	8,024	6,804	6,033	5,760	6,452	6,343

(再掲)CO2以外の排出量内訳 推移

単位:[t-CO2]

年間推移		2013年	2015年	2017年	2019年	2021年	2023年	2024年
公用車走行 [t-CO2]	CH ₄	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	N ₂ O	6.1	5.8	5.6	5.6	4.7	4.6	4.8
	小計	6.4	6.0	5.9	5.9	4.9	4.8	5.0
公用車エアコン [t-CO2]	HFC	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.6	1.6
	小計	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.6	1.6
施設における下水等の処理 [t-CO2]	CH ₄	76.0	77.4	75.6	75.2	81.4	91.5	91.3
	N ₂ O	164.6	167.8	163.8	163.0	176.5	157.5	157.1
	小計	240.6	245.2	239.4	238.2	257.9	249.0	248.4
	合計	248.56	252.84	246.92	245.71	264.51	255.33	255.03

温室効果ガスの総排出量は基準年度と比較すると減少傾向にあります。主な減少要因としては、施設の統廃合の実施、LED 照明や高効率空調などの省エネ機器の導入によるエネルギー効率の向上に加え、市庁舎における都市ガスの利用を廃止したことが挙げられます。これらの取り組みにより、エネルギー使用量が抑制され、排出量の削減につながりました。一方で、増加要因としては、市内小中学校等へのエアコン設置が進められたことにより、エネルギー使用量が増加し、これが温室効果ガス排出量の一部増加につながったと考えられます。

【参照 別冊：温室効果ガスの排出状況（詳細）】

温室効果ガス(エネルギー種別毎)の排出割合

単位:[kg-CO2]

年度		2013年度		2024年度	
		排出量	構成割合	排出量	構成割合
施設	電気	8,847,422	88.8%	5,401,965	85.2%
	灯油	468,755	4.7%	319,826	5.0%
	A重油	128,378	1.3%	165,717	2.6%
	都市ガス	166,938	1.7%	96,194	1.5%
	プロパンガス	174,491	1.8%	208,778	3.3%
公用車	ガソリン	146,328	1.5%	127,908	2.0%
公用車 (ホイールローダー等)	軽油	30,134	0.3%	22,882	0.4%
合 計		9,962,446	100.0%	6,343,269	100.0%

市の温室効果ガスの大部分は電気が占めているため、電気の排出係数に左右されるという特徴があります。今後も、LED 照明や次世代自動車の導入などの「省エネ」や太陽光発電設備の導入や再エネ由来の電力契約など「再生可能エネルギー導入」について検討を進める必要があります。

第3章 計画の期間及び目標

1 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和22（2040）年までの16年間とします。

2 計画の目標

（1）基準年度

令和7年4月1日に施行された政府実行計画の目標を踏まえ、伊万里市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を、以下のとおりの目標とします。

～2030年度までに温室効果ガスを2013年度から**50**%削減する～

～2035年度までに温室効果ガスを2013年度から**65**%削減する～

～2040年度までに温室効果ガスを2013年度から**79**%削減する～

温室効果ガス排出量 目標値

【単位：t-CO₂】

2013 年度	2024 年度	2030 年度	2035 年度	2040 年度
実績		2013年度比 削減目標		
10,211	6,598	5,106	3,574	2,144
		50% 削減	65% 削減	79% 削減

3 施設区分別の削減対策

削減目標を達するために、施設区分別に下記の対策を実施し、温室効果ガス排出量の削減に取り組むものとする。

施設等 区分	削減対策
A・B・C 施設共通	環境配慮契約の推進をはじめ、電気事業者の取組や公共施設の統廃合により、電気使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。
A 施設	省エネルギー機器（高効率空調機・LED 照明等）への更新と併せて、設備の運用対策の実施により、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。
B 施設	A 施設と同様に、省エネルギー機器（高効率空調機・LED 照明等）への更新と併せて、設備の運用対策の実施により、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。
C 施設	事業による活動量の将来予測が不確実なため、エネルギー使用量の見通しは現状維持とするが、空調・照明といった一般的な設備については、省エネルギー機器（高効率空調機・LED 照明等）への更新及び運用対策の実施により、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。浄化センターにおいて消化ガス発電を導入し、発電した電気を施設内で使用することにより、電気使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。デマンドレスポンスの実施可能性調査を進め、実施体制の構築を図る。
公用車	エコドライブの励行、次世代自動車の導入推進により、公用車燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る。

第4章 目標達成に向けた基本方針と具体的な取組

1 目標達成のため取組

目標達成のためには、温室効果ガスの削減に大きく寄与する取り組みが必要となります。そこで、市では次の3つの柱を中心に、温室効果ガス削減に全庁一体となって取り組んでいきます。

3つの柱	取組方針	取組内容
環境に配慮した職場づくり	公共施設の省エネルギーの推進	公共施設の電気・燃料等の使用の抑制
		省エネルギー機器の導入
		再生可能エネルギー等の活用促進
		節水の推進
		新築する公共施設のZEB化
	公用車から発生する温室効果ガスの抑制	公用車の総台数の抑制と次世代自動車の導入推進
		環境に配慮した公用車の利用
	温室効果ガスの発生源の適正な管理	ボイラー設備の適正管理
		HFC封入設備の適正管理
	循環型オフィスづくり・3Rの推進	【リデュース】用紙類の使用量の削減
		【リデュース】ごみの減量化
		【リユース】備品等の長期使用・廃棄時における適切な処理
		【リサイクル】ごみの分別、再資源化の推進
		【リサイクル】環境に配慮した製品等の購入・使用
環境に配慮した公共事業の実施	建設副産物の3R活動の推進	建設副産物のリデュース・リユース
		建設副産物のリサイクル
	環境負荷の少ない設計の採用	省エネルギー型設計の採用
		水の有効利用の推進
		敷地内、周辺環境の保全と創造
職員一人ひとりの環境保全活動の推進	職員の環境に関する積極的な情報収集	職員の環境に関する研修等への参加
	職員による省エネ率先行動等の実施	地域における環境保全活動の実践
		職員提案

2 取組み方針 （１）環境に配慮した職場づくり

地球温暖化対策や循環型の社会づくりのために、日常の事務等において、技術的、財政的に可能な範囲で、温室効果ガスの排出抑制や製品等の長期利用、リサイクル、グリーン購入の推進など、環境負荷の低減に向けて行動することにより、環境に配慮した職場づくりを推進します。

公共施設の省エネルギーの推進

（１）公共施設の電気・燃料等の使用の抑制

市有施設等の電気使用量や燃料使用量を削減し、エネルギー利用の抑制を図ります。

<具体的な行動>

- ▶昼休み時間や残業時の不必要な照明は消灯する。
- ▶会議室利用後は消灯する。
- ▶不要な天井照明を減らす。
- ▶照明器具は定期的に清掃する。
- ▶不必要時の OA 機器等の電源断もしくは省電力モードの有効活用を図る。
- ▶最終退出者は消灯する。
- ▶上下階への移動は階段を利用する。
- ▶空調は適切な使用期間及び適正な温度設定の調整を図る。
- ▶空調機器はこまめな清掃に努める。
- ▶カーテン等を活用し、空調の効率化に努める。
- ▶水曜日・金曜日のノー残業デーの徹底による点灯時間の縮減に努める。
- ▶残業しない職員は早く退庁する。
- ▶クールビズ、ウォームビズに積極的に取り組む。
- ▶庁舎等の自動販売機の商品照明を消灯する。
- ▶グリーンカーテンの取組を促進する。
- ▶デマンドレスポンスの実施可能性調査を進める。

（２）省エネルギー機器の導入

省エネルギー型の OA 機器や家電製品等、エネルギー消費効率の高い製品の導入を図る。

＜具体的な行動＞

- ▶省エネルギー型機器・設備の導入を図る。
- ▶LD-Tech や統一省エネラベルを参考にエネルギー効率の良い機種を選定する。
- ▶空調機器の更新・導入にあたっては、APF の大きい機種の導入に努め、ダウンサイジングとなるような空調方式の変更についても検討する。
- ▶設備更新にあたっては、省エネルギー診断や ESCO 事業の活用を検討する。
- ▶設備更新と併せて BEMS を導入することにより、エネルギー使用の適正かつ効率的な管理を図る。
- ▶計画的な設備更新が実施できるように、導入設備の把握を行った上で整備計画の作成に努める。

（３）再生可能エネルギー等の活用促進

施設・設備等の整備時等には、最大限、再生可能エネルギー利用機器や設備等の導入を進める。

＜具体的な行動＞

- ▶太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの活用と併せて、蓄電池の導入を進める。
- ▶下水処理後に発生する消化ガスなど、廃熱や未利用エネルギー等の有効利用に努める。
- ▶伊万里市電力の調達に係る環境配慮方針に則した契約を実施する。

（４）節水の推進

水資源の保全及び浄化に必要なエネルギーの消費抑制のため、庁舎等の節水の推進を図る。

＜具体的な行動＞

- ▶節水型機器の導入に努める。
- ▶節水型トイレ、自動水栓の採用を図る。
- ▶水道水圧の調整を図る。

（５）新築する公共施設の ZEB 化

今後整備を検討している公共施設については、ZEB 化など環境に配慮した施設として建設を進める。

＜具体的な行動＞

- ▶ZEB 化に関する方針を策定する。

公用車から発生する温室効果ガスの抑制

(1) 公用車の総台数の抑制と次世代自動車の導入推進

公用車については総台数の抑制を図るとともに、更新にあたっては次世代自動車の導入を推進する。

<具体的な行動>

- ▶ 公用車の総台数については効率的な運用を行い総台数の抑制に努める。
- ▶ 利用形態に応じて普通車から軽自動車への買い換えを推進する。
- ▶ 更新時には、次世代自動車を導入する。

(2) 環境に配慮した公用車の利用

エコドライブの実践や適切な点検・整備を実施し、燃料使用量を抑制します。

<具体的な行動>

- ▶ 走行ルートの合理化、相乗り等、効率的な運行に努める。
- ▶ 急発進、急加速、空ふかしを抑制する。
- ▶ 経済走行(一般道 40～60 km、高速道 80 km)を行う。
- ▶ 不要物の積載等をしない。
- ▶ 5秒以上の停止が見込まれる時は、アイドリングストップを行う。
- ▶ WEB 研修やリモート会議などを取り入れ、出張の一部削減を図る。
- ▶ 近距離の移動は、徒歩、自転車を活用する。
- ▶ 近隣の出張にあたっては公共交通機関に利用を検討する。

温室効果ガスの発生源の適正な管理

(1) ボイラー設備の適正管理

ボイラー設備等の適正な管理により、燃焼時に発生する二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量の低減に努めます。

<具体的な行動>

- ▶定期点検を実施する。
- ▶燃焼効率の適正管理を図る。

(2) HFC 封入設備の適正管理

ハイドロフルオロカーボン(HFC)を封入した公用車や空調設備、冷暖房等を適正に管理し、廃棄時には適正に処理します。

<具体的な行動>

- ▶定期点検を実施する。
- ▶漏えいの防止に努める。
- ▶廃棄時には業者への指導を行う

循環型オフィスづくり・3R の推進

(1) 【リデュース】用紙類の使用量の削減

用紙類は、両面コピーや裏面使用の徹底等により、使用量の削減に努めます。

<具体的な行動>

- ▶ペーパーレス化や行政手続きのオンライン化を推進する。
- ▶両面コピー、両面印刷、縮小コピーを活用する。
- ▶使用済み用紙の裏面を利用する。
- ▶印刷、コピーは必要最小限で行い、ミスコピーの防止に努める。
- ▶資料の簡素化、共同利用を推進するとともに、会議などにおいてプレゼンテーションソフト等を有効に活用する。
- ▶電子メール、グループウェアを積極的に利用する。
- ▶古封筒を再利用する。
- ▶不必要なFAX送付状は省略する。

（２）【リデュース】ごみの減量化

燃えるごみの処分に伴い排出される二酸化炭素の削減のために、ごみの分別の徹底、リサイクル可能な物品の活用により、ごみの排出量の削減に努める。。

＜具体的な行動＞

- ▶分別収集を徹底する。
- ▶紙コップ、使い捨ての弁当容器等は使用しないように努める。
- ▶物品の発注時は簡易包装を推進する。
- ▶ノーカーボン紙、感熱紙等の再生できない用紙類の使用を控える。
- ▶詰替え可能品(リターナブル製品)を活用する。

（３）【リユース】備品等の長期使用・廃棄時における適切な処理

物品管理の徹底による事務用品、電気製品等の長期使用、不用となった物品の再利用・交換使用などによる有効利用を図ります。

＜具体的な行動＞

- ▶事務用品、電気製品等は修理するなど長期使用に努める。
- ▶不用品は所管換え等により再使用する。

（４）【リサイクル】ごみの分別、再資源化の推進

ごみの分別を徹底し、古紙その他のごみの再資源化を推進する。

＜具体的な行動＞

- ▶古紙回収ボックス等により紙類の再資源化を図る。
- ▶乾電池を回収することにより再資源化を図る。
- ▶缶、瓶、ペットボトルの分別を徹底する。
- ▶各施設において生ごみ等の堆肥化を推進する。

（５）【リサイクル】環境に配慮した製品等の購入・使用

事務用品等について、環境省が示す「グリーン購入取組ガイドライン」に沿い、環境負荷が少なく環境に配慮したグリーン購入、使用を推進します。

<具体的な行動>

- ▶環境負荷の少ない製品（エコマーク、グリーンマーク、再生紙使用マーク、国際エネルギースターロゴ製品等）及びリサイクルルートの確立されている製品の購入、使用を推進する。
- ▶コピー用紙は、「総合評価値が80以上」、「古紙パルプ配合率ができるだけ高い」、「バージンパルプの合法性の担保」、「白色度が低い」、「できるだけ簡易包装されている」を基準として購入する。

3 取組み方針（２）環境に配慮した公共事業の実施

土木・建築等の公共事業の実施に当たっては、環境負荷の少ない資材の使用や廃棄物の少ない工法の採用など、計画段階から施工時まで環境保全対策を推進します。

建設副産物の 3R 活動の推進

（１）建設副産物のリデュース・リユース

建設副産物の発生抑制工法の採用、分別の徹底による建設副産物の減量化や、利用可能な建設副産物の再利用を図る。

<具体的な行動>

- ▶建設副産物の発生抑制工法、資材を検討する。
- ▶建設副産物の分別を徹底する。
- ▶分別した建設副産物の適正保管を指導する。
- ▶建設副産物の減量化を図る。
- ▶建設副産物の現場内や工場間の利用に努める。
- ▶建設発生土の工事間流用の促進を図る。
- ▶建設発生土再利用に関する情報の収集・提供に努める。
- ▶建設副産物の適正処分の確認をする。

（２）建設副産物のリサイクル

建設副産物から作られた再生資材の利用や、建設副産物の再資源化に努める。

<具体的な行動>

- ▶再生資材の利用促進の指導を行う。
- ▶汚泥改良土の利用に努める。
- ▶建設副産物の再資源化施設への搬入を図る。

環境負荷の少ない設計の採用

（１）省エネルギー型設計の採用

設計にあたっては、建築物等の省エネルギー化、電気使用量の平準化等を進める。

<具体的な行動>

- ▶計画設計段階における自然採光、通風等の確保に努める。
- ▶複層ガラスなど窓の断熱化に努める。
- ▶機械設備、照明設備、給湯設備、昇降機等の設置・整備において、省エネルギー化を図る。
- ▶太陽エネルギーなどの再生可能、未利用エネルギーの採用に努める。

（２）水の有効利用の推進

節水型設備の採用や雑用水（雨水等）の利用により、水の有効利用に努める。

<具体的な行動>

- ▶節水型トイレ、自動水栓の採用に努める。
- ▶雑用水の利用システムの採用に努める。

（３）敷地内、周辺環境の保全と創造

設計にあたっては、周辺環境との調和、緑地など自然環境に配慮する。工事の実施にあたっては、工事に伴って発生する騒音、振動、粉塵、排ガス等を低減し、自然環境の保全に努める。

<具体的な行動>

- ▶環境に配慮した緑化や緑地の整備、水辺環境の保全の促進を図る。
- ▶建築物の設計にあたっては、周辺環境との調和に配慮する。
- ▶施設の設計等にあたっては、緑地など自然環境に配慮した計画の促進を図る。
- ▶低公害型建設機械や車両の利用を促進する。
- ▶建設機械等の適正な利用を促進する。
- ▶既存の樹木をそのまま活用するか、移植するなど環境の保全に努める。

４ 取り組み方針（３）職員一人ひとりの環境保全活動の推進

職員一人ひとりが環境保全意識の向上に努め、環境に対する負荷の低減に積極的に取り組むとともに、地域や家庭において率先して環境保全活動を推進します。

職員の環境に関する積極的な情報収集

（１）職員の環境に関する研修等への参加

職員の環境保全に対する意識の向上のため、環境に関する研修を実施するとともに、環境に関する情報を提供する。

<具体的な行動>

- ▶計画的な環境に関する研修を実施する。
- ▶環境に関する情報の提供を積極的に行う。

職員による省エネ率先行動等の実施

(1) 地域における環境保全活動の実践

職員は本計画に定めた具体的行動のうち、職員として行うべき項目について自主的、積極的に取り組む。

<具体的な行動>

- ▶自主的、積極的な取組を実践する。
- ▶環境に対する負荷の低減等に関する情報収集を行い、研修、講演会へ積極的に参加する。
- ▶地域で実施する環境に対する負荷の低減のための取り組みに、積極的に参加する。

(2) 職員提案

職員は、本計画の基本方針や目標等を達成するため、環境に対する負荷の低減のための取組の具体的提案を積極的に行う。

<具体的な行動>

- ▶所属等における取組の具体的提案を行う。
- ▶個人としての取組の具体的提案を行う。
- ▶本計画の推進に関する具体的提案を行う。

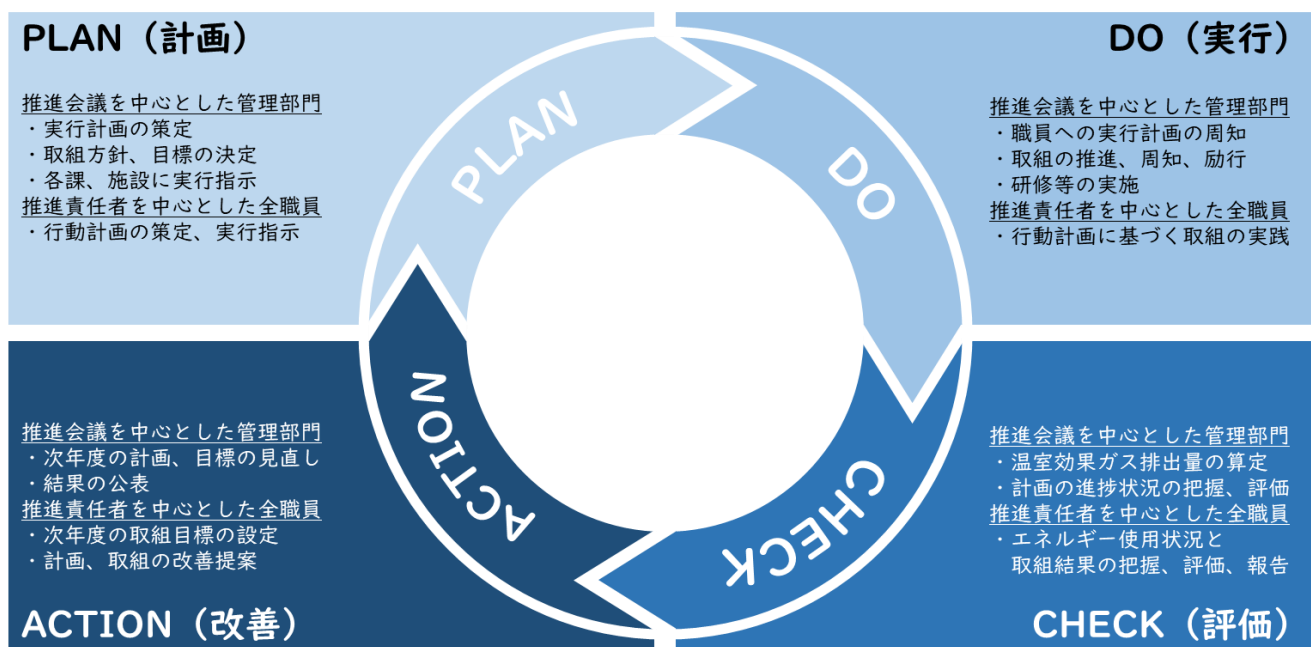
第5章 計画の推進体制及び進捗状況の公表

1 実施のための推進体制

市長を会長、各部長、各部庶務担当課長及び各関係課長を委員として構成した、「伊万里市地球温暖化対策実行計画推進会議」において、計画の策定や取組目標を設定し、目標達成に向けた取組の実施を指示及び点検評価を行います。

2 計画の点検・評価・見直し

本計画を着実に実行するために、PDCA サイクルに基づいた進捗管理を行います。



3 進捗状況の公表

本市の事務及び事業における温室効果ガス の総排出状況等を年度ごとに集計・分析し、基準年度との比較増減量及び増減率を市広報やホームページ等で公表します。